## 【令和8年4月からの保育所等の出生前予約申請について】

4月からの保育所等の利用申請に限り、申請日時点で出生前の児童の利用申込を受け付けます。以下の内容及び2枚目(裏面)をご一読のうえ、お手続きください。

- ★対象となる児童:出生予定日が令和7年11月頃から令和8年2月3日(火)までの児童
  - ※ 出生予定日が令和8年2月4日以降の児童は、予約申請の受付はできません。
    - (4月1日時点で生後57日目に満たないため。)
- ★申請受付期間:令和7年11月4日(火)から令和7年11月28日(金)まで
  - ※ 通常の申請と同じです。
  - ※ 出生予定日が令和8年2月4日以降の方で、実際の出生日が令和8年2月3日以前 に早まり、かつ令和8年4月からの申請を希望する場合は<u>事前に</u>保育入園課までご 相談ください。
  - ※ 上記の場合は、令和8年2月25日(水)までに必要書類を揃えて保育入園課にご 提出いただく必要がありますので、可能性のある方は書類の準備をしておいてくだ さい。(4月2次利用調整の対象となります。)
- ★申請方法 ※ オンライン申請(ぴったりサービス)ではお受けできません。

保育入園課へ郵送(11月28日(金)必着)

保育入園課 窓口(11月28日(金)最終受付)

- ★申請にあたって必要な書類
  - ①本紙(2枚目(裏面)にご署名ください。)
  - ②船橋市教育・保育給付認定申請書 (兼) 船橋市保育所等利用申込書
  - ③児童の健康状況調書・育児(産後)休業明けでの利用申込に関する申告・誓約書
    - ※「児童の健康状況調書」は、予約申請時は未記入でかまいません。
    - ※「育児(産後)休業明けでの利用申込に関する申告・誓約書」は、 該当する場合ご提出ください。
  - ④母子健康手帳(保護者の氏名および出生予定日が記載されたページ)の写し
  - ⑤保育を必要とする事由の確認資料
  - ⑥該当者のみ必要となる資料

※ 詳細は「保育所等利用のご案内」をご参照ください。

★申請の流れ

予約申請 利用調整 本申請 (申込児童出生後)

4月の利用申請期間中に上記①~⑥ の書類をそろえ、利用申請を行いま す。

不足書類の有無を確認し、市側でコ ピーを控えさせていただきます(原 本は一度返却します。)。

申請書類の原本は必ずお手元に保管しておいてください。

申請書類をもとに利用調整を行い、入園の可否を決定します。 希望する保育所等の受入れ状況についてはご希望に添えない場合もございます。 4月からの利用の可否にかかわら ず、児童出生後、3月13日(金) までに本申請を行ってください。 上記①~⑥の原本(予約申請時に未 記入だった児童の氏名等の状況、健 康状況をご記入ください。)をご提 出ください。

<申請にあたっての注意事項>	
1	出生前の予約申請は仮の受付となります。予約申請を行った方は、4月からの利用の可否にかかわ
	らず、令和8年3月13日までに保育入園課で正式に申請を行っていただきます。期日までに手続
	きが行われない場合、仮で受付けた申請は取り消されます。
2	令和8年5月以降の利用を希望する場合は、出生後に申し込みをしてください。未出生児の予約申
	請は受付できません。
3	希望できる施設は、生後57日からの保育を行っている保育所等に限ります。それ以外の施設を希
	望された場合、4月利用調整の対象外となります。
4	公立保育園では、生後6か月未満の児童は認定された保育必要量にかかわらず、児童の負担を考慮
	して、お預かり時間を相談させていただく場合があります。
	私立保育園など他の施設でも、お預かり時間について相談させていただく場合があります。
5	通知に記載する児童の氏名の確認のため、市が住民票の確認をいたします。
<次の内容に該当する場合は、内定が取り消されます>	
6	出生日が令和8年2月4日以降となった場合。
	※令和8年4月1日時点で生後57日目に満たないため。
7	令和8年3月13日までに、保育入園課で正式な申請手続きが行われない場合。
8	令和8年3月中に内定した保育所等で説明会(個別面談)を受けられない場合。
9	児童の健康状況を確認した結果、集団保育を行うにあたり支援が必要となる可能性があり、体験保
	育が必要と判断された場合や、専門的な療育の必要性があると判断された場合。

以上の確認事項について同意します。

年 月 日

## 保護者氏名